法第７条の６（仮使用の承認）

増築における仮使用の承認手続きの必要の有無

増築工事中又は既存建築物の改修工事中の既存部分の使用において、次に該当する場合は仮使用の承認を受けなければならない。

凡例　　避難施設：令第１３条の３各号に規定する避難施設等
　　═══：令第１１７条第２項による区画

①

既存部分（適格）	増築部分（避難施設工事を含む）

②

既存部分（避難施設について不適格）	増築部分（避難施設工事を含む）

③

既存部分（避難施設について不適格）	増築部分（避難施設工事を含む）

④

既存部分（避難施設について不適格）	増築部分（避難施設工事を含まない）

⑤

既存部分（避難施設について不適格）	増築部分（避難施設工事を含まない）